

8. 総合経済対策

平成4年8月28日

経済対策閣僚会議

我が国経済は現在、最終需要を中心に停滞しており、資産価格の下落もあって厳しい状況に直面している。

すなわち、住宅建設に回復の動きがみられるものの、個人消費は伸びの鈍化が続いており、設備投資は製造業を中心に弱含みとなっているなど、最終需要を中心に停滞している。鉱工業生産も在庫調整の動きから停滞傾向で推移しており、企業収益は減少し企業の業況判断は減速感と先行き不透明感が続いている。さらに、労働力需給も一部に緩和の動きがみられる。

加えて、株価と不動産価格が大幅に低下し、金融機関の不良資産が増大し内部蓄積が減少したことを背景に、金融機関の融資対応力の低下や金融システムの安定性の問題、その実体経済への影響が懸念されるに至っている。

このような状況が進展しこれ以上国民経済に悪影響を及ぼすことがないよう、政府として適切かつ機動的に対処することが肝要である。

このため政府としては、早急に、総規模10兆7000億円にのぼる財政措置を中心とした下記のようなパッケージとしての総合的な経済対策を実施する。すなわち、公共用地の先行取得を含む公共投資等の拡大や、設備投資減税、政府関係金融機関の活用等により内需の拡大を図るとともに、金融機関の不良資産問題への対応策等金融システムの安定性の確保のための施策及び証券市場の活性化などのための施策を積極的に講ずる。また、中小企業対策、雇用対策及び輸入の促進のための措置を講ずる。

以上のような総合経済対策は、市場経済の活力の源泉である民間部門の自助努力による在庫圧縮や経営革新とあいまって、現在調整過程にある我が国経済を内需を中心とするインフレなき持続可能な成長経路へ円滑に移行させるものであり、これが真に国民が豊かさを実感できる生活大国の実現につながり、ひいては、世界経済の安定的発展にも資するものと期待される。

記

1. 公共投資等の拡大

公共投資等については、公共用地の先行取得を含め次のとおり、総額8兆6,000億円の事業規模を確保する。

- (1) 一般公共事業については、引き続き施行の促進を図るとともに、各地域経済の実情を踏まえ、国民生活の質の向上に重点を置いた分野にできる限り配慮しつつ、事業費3兆4,000億円を追加する。
- (2) 災害復旧事業については、復旧進度を大幅に高めることにより速やかな事業実施を図ることとし、事業費5,000億円を追加する。
- (3) 国民生活基盤、研究開発基盤の充実を図るため、文教施設、研究施設等をはじめ各種施設等の整備を積極的に推進することとし、事業費5,500億円を追加する。
- (4) 公共用地の先行取得を含め公団等の事業費5,500億円を追加する。
- (5) 地方単独事業についても、引き続き施行の促進を図るとともに、地域の実情に即して道路、下水道、一般廃棄物処理施設等の住民に身近な社会資本の整備等を一層積極的に推進することとし、これに必要な地方債の追加等を行い、1兆8,000億円の事業費を確保する。
また、公共用地の先行取得については、地方債の積極的活用等により、1兆円の事業費を確保する。
- (6) 住宅建設の促進を図るため、住宅金融公庫及び年金福祉事業団の住宅融資制度の拡充を行い、事業規模8,000億円を追加する。

2. 公共用地の先行取得

公共事業等の円滑な実施を図るとともに土地取引の流動化にも資するため、地価動向に十分配慮しつつ、公共投資等の拡大のうち、次のとおり総額1兆5,500億円の規模で公共用地の先行取得を行う。

- (1) 用地の先行取得のための国庫債務負担行為について事業費1,500億円を追加する。
- (2) 道路整備特別会計、都市開発資金融通特別会計等において、用地の先行取得のため事業費2,500億円を追加する。
- (3) 日本道路公団、住宅・都市整備公団等における用地の先行取得のため、事業費1,500億円を追加する。
- (4) 地方公共団体等における用地の先行取得の促進を図るため、土地開発基金及び土地開発公社の活用を図るとともに、公共用地先行取得債等による積極的な対応を図ることにより、全体として事業費1兆円の確保を図る。

また、日本国有鉄道清算事業団用地及び市街化区域内農地の先行取得については、利子負担軽減のため所要の措置を講ずる。

- (5) なお、土地取引の目安として地域の地価動向に関する情報を市場に提供するため、短期的な地価動向を迅速に把握、提供する体制の充実を図る。また、現下の地価動向にかんがみ、公共用地の先行取得が現在の地価を反映した適正な価格で行われるよう、各種地価情報の収集、活用体制の充実を図る。

3. 住宅投資の促進

住宅投資については、宅地の円滑な供給を図りつつ、住宅建設を促進するため、住宅

金融公庫及び年金福祉事業団等の住宅融資制度を拡充する。

(1) 住宅金融公庫

- ① 貸付枠1万戸の追加を行うとともに、申込受付期間を拡大する。
- ② 個人住宅の建設、購入を促進するため、特別割増貸付けの貸付額を増額する（200万円）。
- ③ 良質な住宅ストックの形成を促進するため、貸付対象となる住宅の面積上限を引き上げる（現行220㎡を240㎡に改定）とともに、大型住宅の貸付限度額を増額する（100万円）。
- ④ 優良分譲住宅等の購入を促進するため、貸付対象となる竣工後経過期間を延長する（現行2年を3年に延長）。
- ⑤ 中古住宅市場を活性化するため、中古住宅に対する融資制度を拡充する（金利の基準金利への引下げ、償還期間の延長、特別割増貸付けの200万円増額）。
- ⑥ 良質な民間賃貸住宅の建設を促進するため、特別割増貸付けの貸付額を増額する（180万円）。
- ⑦ 住宅の改良を促進するため、特別割増貸付けの貸付額を増額する（100万円）とともに、マンション管理組合に対する債務保証限度額を引き上げる（現行50万円を100万円に改定）。
- ⑧ 駐車場整備を促進するため、住宅建設に伴う駐車場設置に係る融資制度を拡充する（戸建住宅を駐車場割増貸付けの対象に追加する等）。
- ⑨ 宅地供給を促進するため、宅地造成に対する融資制度を拡充する（現行融資率5～8割を8～9割に改定）。

(2) 年金福祉事業団

年金福祉事業団の特別貸付けの被保険者期間区分の見直しを行うとともに、貸付対象となる住宅の面積上限を引き上げる（現行220㎡を240㎡に改定）。

(3) その他

勤労者の持家取得を促進するため、雇用促進事業団及び住宅金融公庫等の勤労者財産形成持家融資制度を拡充する（貸付最高限度額の引上げ等）。

4. 民間設備投資の促進

(1) 設備投資を促進するための税制上の措置

省力化、合理化関連等の民間設備投資を促進するため、臨時時限の措置として、中小企業の高度化、環境にも配慮したエネルギーの有効利用、研究開発に資する設備約130設備を、中小企業新技術体化投資促進税制、エネルギー需給構造改革推進投資促進税制、基盤技術研究開発促進税制の対象に追加する（10月1日実施）。本措置により、直接対象となる設備のほかそれに付随して購入される設備等を加えれば、相当規模の投資が促進されるものと期待される。

(2) 政府関係金融機関の融資の活用等

民間設備投資を促進するため、日本開発銀行、北海道東北開発公庫等において総額9,000億円程度の貸付枠の追加等を行うとともに、省力化、省エネルギー、環境対策投資等のための融資制度を拡充する。

(3) 電力事業、ガス事業、NTT、KDD等の設備投資の円滑な実施

① 電力事業及びガス事業について平成4年度中に、1,300億円程度を目途に投資等の追加に努力するとともに、平成5年度から平成4年度下半期に発注を5,000億円程度繰り上げるよう要請する。

なお、電力事業については、平成4年度及び平成5年度において合計で過去2年間の投資規模（約8兆円）を約1兆円以上上回る設備投資を見込んでおり、その円滑な実施を図るよう要請する。

② NTT、KDDをはじめとする第一種電気通信事業者については、平成5年度の設備投資の前倒し及び設備投資額の上乗せにより、平成4年度の設備投資額を更に700億円程度追加（これによって平成4年度の設備投資額は合計2兆6,300億円程度）すべく努力するよう要請する。

5. 中小企業対策等

厳しい経営環境下において、中小企業に対する一層の金融の円滑化を図るとともに、中小企業の構造改革を促進するため、政府関係中小企業金融機関等を通じ、以下のような措置を講ずること等により、総額1兆2,000億円規模の貸付枠の追加等を実施する。

(1) 中小企業の経営安定対策

- ① 中小企業の資金調達円滑化を図るため、国民金融公庫及び中小企業金融公庫等の貸付限度額に大幅な別枠を設けること等により貸付規模を拡大する。
- ② 中小企業の経営安定を図るために必要な低利資金を供給するため、緊急経営支援貸付制度を中小企業体質強化資金助成制度において創設する。
- ③ 小企業等の経営安定を図るため、国民金融公庫の小企業等経営改善資金融資制度（マル経制度）等の貸付限度額を引き上げる。

(2) 中小企業の構造改革のための設備投資促進等

- ① 時短促進のための省力化、環境対応、流通業対策等中小企業が必要とする構造改革を支援するため、政府関係中小企業金融機関及び中小企業体質強化資金助成制度を通じた低利資金の融資制度を設ける等の措置を講ずる。
- ② 中小企業の省力化、合理化関連等の設備投資を促進するため、中小企業の高度化、環境にも配慮したエネルギーの有効利用等に資する設備を、投資促進税制の対象に追加する。
- ③ 中小企業事業団の高度化融資事業を前倒しして実施する。
- ④ 中小食料品小売業者等の流通の改善、農林漁業金融の円滑化等を図るため、農林漁業金融公庫の低利融資制度の延長等を行う。

(3) 下請企業対策

下請取引オンライン・ネットワークシステムによる全国規模のあっせんの開始等下請取引あっせんの強化を行う。